

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において閲覧に供する。
 昭和四十一年六月二十一日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗
 申請人の住所 道筋の位置の指定場所 道路の幅員及び及び氏名
 広島市東白鳥町一九番八号 郵政互助会広島地方本部長 松尾 明男
 鳥取市山形町字蓮池 二、八〇五番の二部 延長 四メートル 一三八メートル

公 告

昭和四十一年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。
 昭和四十一年六月二十一日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗

區本 実男	山本 三郎	森本 保雄	山根 國雄
石野 太郎	山崎 幹雄	竹内 久次	西川 定吉
西山 泰明	橋本 雅裕	村田 清治	夏目 忠一
田村 梅治	山本 収	福井 啓介	井上 勉
岡田 道之	荒見 邦弘	多田 弘	渡辺 菊子

受付

41.6.29

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
 (当日が休日に当たるときは、その翌日の翌日)

目 次
 示 争議行為を行なう旨の通知
 土地改良事業の認可
 土地改良事業計画書等の縦覧
 土地改良法の定款の変更の認可
 解除予定の保安林にする旨の通知
 道路交通法による随聞の実施

告 示

鳥取県告示第三百二十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取赤十字病院職員組合委員長、定久正夫から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年六月二十四日

鳥取県知事 石 啓 二 朗

- 一 事件 昭和四十一年度夏期手当要求に関する件
- 二 日時 昭和四十一年六月二十九日午前零時以降本事件の完全解決に至るまで

三 場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院職員組合の組合員の従事する全職場
 四 概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百二十七号

西伯郡淀江町長から申請のあつた町営土地改良(老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年六月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
 昭和四十一年六月二十四日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗

鳥取県告示第三百二十八号

昭和四十一年三月五日付けで八頭郡用瀬町から申請のあつた町営土地改良(開拓パイロット)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。
 昭和四十一年六月二十四日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年六月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 用瀬町役場